

## こんなとき どうする？ おうちのひと いっしょに 考えてみよう

AさんとBさんは、同じクラスでせきがとなり どうしです。2人は なかよしで、休み時間にいっしょに話をしたりあそんだりしています。でも、AさんはBさんがすることで、ひとついやなことがあります。それは、BさんがAさんのえんぴつや消しゴムをいつもだまってつかってしまうことです。AさんはBさんとのなかが悪くなりそうな気がして、Bさんにやめてということができません。

①Bさんは、どうしてだまってAさんのものをつかってしまうと思いますか。

②なかのよい友だちがあなたのものをだまってつかったらどんな気持ちになると思いますか。

③あなたなら、だれかのものをかりるとき、どうしますか。

④あなたがAさんなら、これからどうしますか。

※上記のワークシートは、「いじめ事例別ワークシート」（三重県教育委員会（三重弁護士会作成協力））を参考に作成しました。

おもしろい思いをしたり、こまったりした時は、おうちの人や先生、下の『相談電話』などに相談してね。

名 前	電話番号	曜日・時間	内 容
いじめ電話相談 (三重県総合教育センター)	059-226-3779	毎日、24時間	臨床心理士などの専門家が対応します。虐待相談の手柄もできます。
24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)	0120-0-78310	毎日、24時間	電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関(三重県総合教育センター)に接続します。
チャイルドラインMIE	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00	18歳までの子ども専用電話 12月29日から1月3日を除く。
子どもほっとダイヤル	0800-200-2555	13:00～21:00	18歳までの子どもからの相談が対象
子どもの人権110番	0120-007-110	月～金 8:30～17:15	滋賀県の児童相談委員等は、滋賀県教育委員が対応します。いじめ以外の相談もできます。県庁舎のみごさんからの相談にも対応します。
子ども弁護士ダイヤル (三重弁護士会)	059-224-7950	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00	いじめ、体罰、虐待など「子どもの人権問題」に関する、子どもからの相談を無料でご受け付けします。
少年相談110番 (三重県警察)	0120-41-7867	月～金 9:00～17:00	警察内に設置されており、いじめなどの相談を受け付けます。 祝日・警察発給を除く。



じどうよう 児童用リーフレット(1、2、3年生用) ねんせいよう

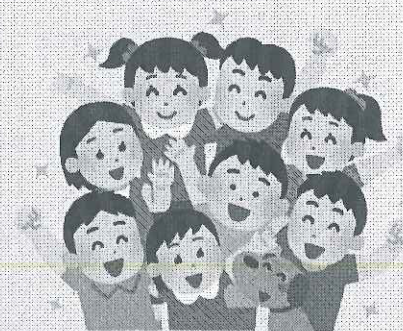
# み え けん 参考資料 4 三重県

## ほう し じょうれい いじめ 防止 条例 (きまい)

へいせい ねん しょう  
平成30年4月1日施行

いじめは、人の心や 体を きずつけます。いじめは、ぜったいにいけない ことです。いじめをなくすために、自分もほかの人も大切にしましょう。

あなたが いじめに あったり、いじめを 見つけたりしたら 先生やおうちのひとなどに 話しましょう。大人は みなさんを 守ってくれます。

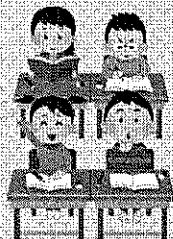


み え けん み え けんきょういく いんかい  
三重県・三重県教育委員会

# いじめをなくすための きまり

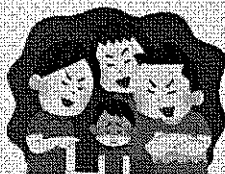
## なぜ きまり (条例) ができたの?

- いじめをなくし、みなさんが安心して、勉強や運動ができるようにするために、じょうれい (きまり) ができました。



## いじめってなに?

- 「いじめ」とは、友だちの心や体をきずつけることです。たとえば、ともだちに悪口を言ったり、体をたたいたりすること、ともだちをなかにいれないこと、むしをすることなどです。

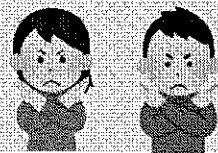


## きまり (条例) でめざしていること

- みなさんが安心して勉強などができるように、学校の中でも外でもいじめがなくなるようにします。
- いじめがなぜいけないかということが、よくわかるようにします。
- みなさんが、いじめをなくすために自分たちで話しあったり、いじめを見たら注意をしたり、だれかに相談したりすることができるようになることをめざします。
- 学校だけでなく、三重県でくらす人みんなで、いじめをなくしていきます。

## いじめのきんし

- みなさんは、いじめをしてはいけません。



いじめをなくすためにみんなですること、いじめからみなさんを守るためにすること。

## あうちの人



- みなさんが自分を大切に思ったり、人を思いやる心を育てます。
- みなさんの話をよく聞いて見守り、みなさんがいじめを受けたときは、いじめから守ります。
- みなさんが生活しているところで、みなさんを見守り、みなさんが安心して生活できるようにします。

## みなさん

- みなさんは、自分を大切にするとともに、まわりの人も大切にします。
- みなさんは、いじめを見たら知らないふりをせずに、学校の先生やあうちの人などに相談するようにします。

## 学校や先生たち

- みなさんの手本となります。
- みなさんのことをよく知り、学校全体で力を合わせていじめをなくします。
- いじめを早く見つけてやめさせ、いじめられている人を守ります。
- みなさんといっしょに、いじめをなくすためにがんばります。

## いじめを早く見つけるためにすること

- アンケートをしたり、みなさん一人ひとりと話しをしたりします。
- みなさんやあうちの人などが、安心していじめの相談ができるようにします。

## インターネットでのいじめに対してすること

- みなさんが、インターネットでのいじめに巻きこまれていないかどうかを見守ります。
- みなさんが、インターネットの安全な使い方などを学べるようにします。

じょうれい ぜんぶん みえけん  
条例の全文は、三重県のホームページにあります。